

熊本大学大学院法曹養成研究科  
平成27年度第2期募集 法律科目試験問題

# 民 法

平成26年10月25日(土) 13:00~14:00

## 解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして、2枚の解答用紙(裏面も使用)に収めて下さい。  
解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の設例について、問いに答えなさい。（配点：80点）

債務者Bは、債権者Aのために自己の所有する不動産（時価3000万円）につき、Aに対する2500万円の債務の担保のため抵当権を設定していた。Bは、他に財産を有していなかったところ、Aとの合意に基づき2500万円の債務の支払に代えて本件不動産をAに譲渡し（代物弁済）、この結果、Aの抵当権登記が抹消された。

上記事例において、Bに対し2000万円の金銭債権を有していた債権者Cは、どのような請求をすることができるか。

以上